

鹿児島救急医学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鹿児島救急医学会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を鹿児島県医師会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、救急医学の進歩発達を図り、救急医療の普及発展に貢献する事を目的として次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 日本救急医学会との連携
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員種類)

第4条 会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納めた者とする。会員の種別は正会員・賛助会員の二種とする。

- (1) 正会員 医師並びに、医師以外の救急医療に携わる者(看護師、救急隊員等)
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し所定の会費を納める団体または個人

(入会、異動及び退会)

第5条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費を添えて所定の届出をしなければならない。

- 2 会員で届出事項に変更を生じた場合は、本会に所定の届出をしなければならない。
- 3 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

第3章 役員等

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 若干名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

(役員を選任)

第7条 役員は、総会の決議により選任する。

(会長及び副会長の選定)

第8条 会長及び副会長は、前条の規定に基づき選任された理事の中から、理事会の決議によって選定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

- 3 理事は、会務を分担処理する。
- 4 監事は、会務会計を監査する。

(顧問)

第 11 条 本会に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること、
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(参与)

第 12 条 本会に任意の機関として、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 参与の任期は、会長の任期による。
- 4 参与は会長の定めるところにより、専門的な事項について会務に参画する。

第 4 章 会議等

(会議の種類)

第 13 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(会議の構成)

第 14 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、役員をもって構成する。

(会議の権能)

第 15 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
 - (2) 役員を選任に関する事項
 - (3) 会則の変更に関する事項
 - (4) 理事会が付議した事項
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 総会において、次に掲げる事項を報告する。
 - (1) 事業年度毎の事業報告
 - (2) 第 3 項で定める事業計画及び収支予算書
 - (3) その他必要な会務報告
 - 3 理事会は、次に掲げる事項を決議する。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (3) 総会に付議すべき事項

(会議の開催)

第 16 条 総会は、毎年 1 回開催する。その他必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(会議の招集)

第 17 条 総会及び理事会は会長が招集する。

(会議の議長)

第 18 条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の議決)

第 19 条 会議の議事は、第 14 条で定める構成員の出席者の過半数をもって決する。
ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 会長は、やむを得ない事由により、会議の招集が困難であると認めるときは書面により開催することができる。

3 書面により開催する会議の議事は、議決権行使書の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員会の設置)

第 20 条 会長は、必要があると認める場合には、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(学術集会の開催)

第 21 条 学術集会は毎年 1 回以上開催するものとする。

第 5 章 看護部会

(看護部会)

第 22 条 本会に看護部会をおく。

2 看護部会は、正会員たる看護師並びにその他の医療関係者をもって組織する。

3 看護部会は、本会会長のもとに毎年 1 回以上学術集会を開催するものとする。

4 看護部会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 6 章 救急隊員部会

(救急隊員部会)

第 23 条 本会に救急隊員部会をおく。

2 救急隊員部会は、各消防本部並びに救急隊業務に対する関心の深い者をもって組織する。

3 救急隊員部会は、本会会長のもとに毎年 1 回以上学術集会を開催するものとする。

4 救急隊員部会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 7 章 会計及び会費

(事業年度)

第 24 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(本会の経費)

第 25 条 本会の経費は会員の会費及びその他をもってこれに充てる。

(会費)

第 26 条 第 4 条で定める会員の会費の額及びその徴収方法等は理事会で別に定める。

第 8 章 雑則

第 27 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

参考 改定 昭和 52 年 3 月 20 日

改定 昭和 60 年 3 月 16 日

改定 昭和 61 年 9 月 14 日

改定 平成 28 年 9 月 10 日

改定 令和 元年 9 月 14 日

改定 令和 5 年 9 月 2 日